田辺市漁業者出漁促進補助金

令和8年度版

漁業者の出漁を支援するために、漁業を営むために漁船へ給油した燃油の購入費用を補助します

補助対象者

以下の要件をすべて満たす個人又は法人

（1）田辺市に住民登録されていること（法人の場合は市内に本店を有する法人であること）
（2）市税（国民健康保険税を含む）を完納されていること
（3）漁業協同組合の組合員であること
（4）漁船（漁船法に基づく登録漁船）の所有者又は使用者であること
（5）今後も漁業経営を継続する意思を有すること

補助対象経費

令和８年３月１日※から令和９年２月28日までの間で、**漁業を営むために漁船へ給油した燃油の購入費用で、補助金交付申請までに支払い済み（消費税及び地方消費税は除く）のもの**

※漁業目的以外（遊漁船や警戒船等）での燃油購入（使用）が含まれる場合は、当該購入分を差し引いた額が補助対象経費となるため、漁業目的以外での購入（使用）数量及び金額が明らかとなる書類（例：遊漁船営業報告書、漁業経営セーフティネット構築事業関係書類等）の添付が必要となります。

補助対象要件

令和８年３月１日※から令和９年２月28日までの間で、自ら漁獲した水産物を卸売市場（公設市場）等へ30日以上出荷した実績があること

※原則、卸売市場等への出荷が対象です。やむを得ない事由がある場合は産直施設等への出荷実績も対象とします。

補助金の額

補助率20％（補助上限400万円）

※令和８年度より補助対象期間に変更があります。詳しくは、裏面を参照してください。

申請について

【申請方法】

補助金交付申請書等に必要事項を記入の上、**所属する漁業協同組合の事務所まで提出をお願いします。**

※申請書類等は、市ホームページよりダウンロードいただくか、各組合事務所に備え付けています。

【添付書類】

申請書を提出される際には、以下の書類を添付してください。

（1）漁業協同組合の組合員であることを証する書類（各漁業協同組合が発行したもの）
（2）動力漁船登録票の写し又は漁船原簿謄本
（3）燃油の購入一覧表及び領収書等（購入内訳がわかるもの）の写し
（4）卸売市場等への出荷を証する書類
（5）本人確認書類（運転免許証、船舶操縦免許証等）の写し
（6）市税（国民健康保険税を含む）完納証明書 （申請日より１ケ月以内のもの）
（7）誓約書　ほか

※原則として、提出いただくすべての書類の名義が一致していなければ補助金は交付されません。

【申請期間】

令和９年３月１日から令和９年３月31日まで　**※１経営体（漁業者）からの申請は１回限りとします。**

裏面に補助金申請に係る留意事項や変更点及び申請の流れ等を記載していますので、十分ご確認の上、申請してください。

留意事項

〇漁業以外で使用した燃料の中で、市が実施（補助）している事業（例：海底耕耘等）に関する使用量については【一律15ℓ/日】で申請してください。**※注１**

※注１　船長、作業時間（４時間未満）、作業内容問わず一律とします。
（但し、作業時間が４時間を超える場合、30ℓ/日とします。）

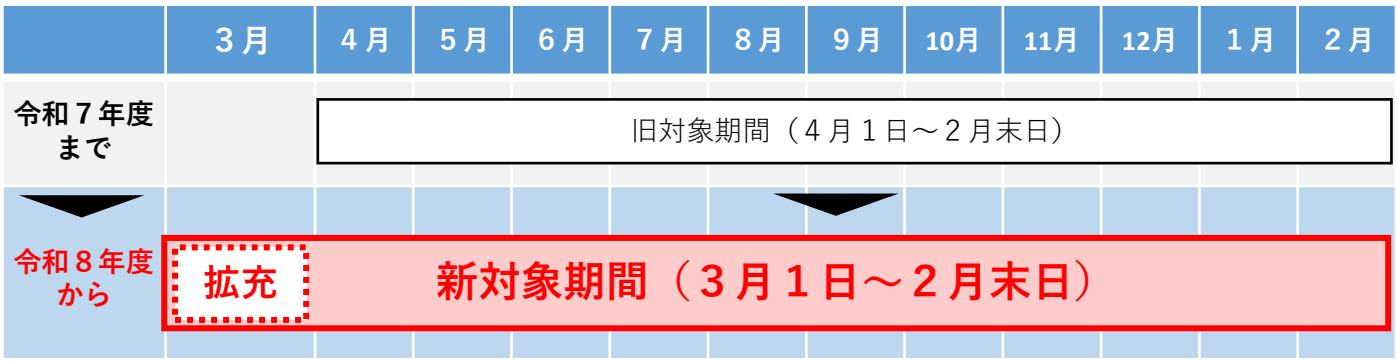
〇申請内容を書き損じた場合は修正液（テープ）等は使用せずに、取り消し線の上に申請者本人の訂正印を押印し、修正してください。

〇申請書類に使用する印鑑は、すべての書類で同じ印鑑を使用してください。

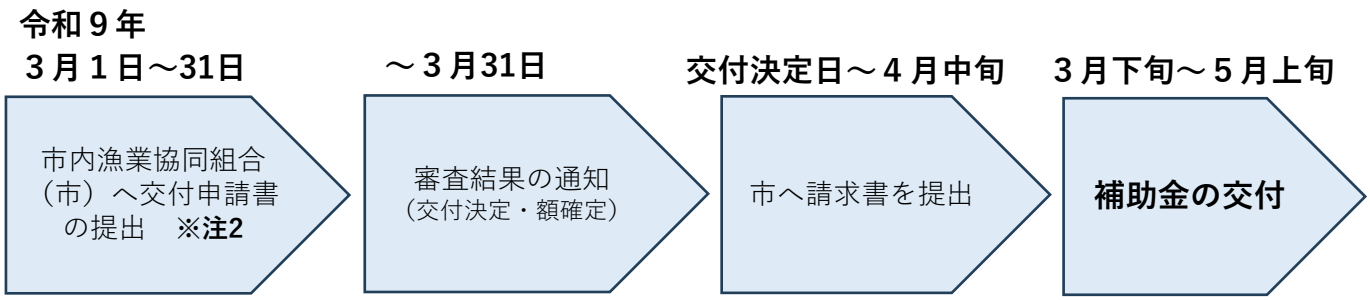
〇申請書類に不備があった場合、補助金の交付に時間を要する場合がありますので、お早めの申請をお願いします。

補助対象期間の変更（令和８年度～）

令和７年度までの補助対象期間は、４月１日～２月末日（11ヶ月）としておりましたが、令和８年度より**３月１日～２月末日（12ヶ月間）に拡充**されました。



申請から交付までの流れ



※注２　申請に当たって各所属漁協が発行する、「組合員証明書」が必要となりますので、
なるべくお早めに各所属漁協へ相談の上、申請してください。

お問い合わせ・申請書提出先

【お問い合わせ・申請書提出先】
和歌山南漁業協同組合　〒646-0054　田辺市江川43番35号　電話：0739-22-8520
新庄漁業協同組合　〒646-0011　田辺市新庄町2827番地3　電話：0739-22-2057
【お問い合わせ】
田辺市農林水産部水産課　〒646-8545　田辺市東山一丁目５番１号　電話：0739-26-9932